

仙台市自立支援教育訓練給付金事業

ひとり親家庭のお母さん又はお父さんが、厚生労働省が指定する教育訓練講座を受講して就職するために必要な技能や資格を取得する場合、受講費用の一部を支給します。

利用できる方

仙台市にお住まいの20歳未満の児童を扶養している、ひとり親家庭の母または父で、次の①から④の全てを満たす方

- ①母子・父子自立支援プログラムの策定等を受けている
- ②当該教育訓練を受けることが適職に就くために必要であると認められる
- ③過去に自立支援教育訓練給付金の支給を受けたことが無い
- ④仙台市の市税を滞納していない

※生活保護を受給されている方は、別途ご相談ください。

対象講座

雇用保険の教育訓練給付制度で厚生労働省が指定する「教育訓練講座」が対象です。介護技術、医療事務、パソコン資格等多彩な講座があります。

講座の一覧は、お近くのハローワークで閲覧できるほか、インターネットでも検索可能です。

教育訓練給付制度 検索システム



支給額

ハローワークと仙台市で合わせて受講料の6割相当額を支給します。(上限額あり)

	一般教育訓練	特定一般教育訓練	専門実践教育訓練
支給上限額	20万円	20万円	40万円×修学年数 (最大160万円) (※)
雇用保険の受給資格あり	ハローワークから2割 仙台市から4割	ハローワークから4割 仙台市から2割	ハローワークから5割 仙台市から1割
雇用保険の受給資格なし	仙台市から6割	仙台市から6割	仙台市から6割

※給付金の支給額が1万2千円以下の場合は支給されません。

雇用保険の受給資格ありの場合、受講料の6割相当額から雇用保険による支給額を差し引いた金額を仙台市から支給します。

※雇用保険の受給資格なしで専門実践教育訓練を受講される方は、6か月ごとに支給を受けることもできます。

※上記金額に加えて、受講料の2.5割相当額が追加支給される場合があります。詳しくは担当窓口までお問い合わせください。

講座指定申請に必要な書類

- ① 講座指定申請書
 - ② 自立支援プログラム策定内容同意書等の写し・事前相談シート
 - ③ 申請者及び児童の戸籍の全部事項証明書
 - ④ 世帯全員の住民票の写し
- ※③④については申請書同意欄にて同意いただければ不要。
- ⑤ ハローワークが発行する「教育訓練給付金支給要件回答書」
- ※雇用保険未加入の場合は「雇用保険被保険者資格取得届出確認回答書」
- ⑥ 受講講座のパンフレット等(受講料等が確認できるもの)
 - ⑦ 個人番号(マイナンバー)確認書類 ⑧ 本人確認書類

★⑧本人確認書類について★

個人番号(マイナンバー)カードをご提示いただいた方は、不要です。

<1点でよいもの>

運転免許証、旅券、在留カード、身体障害者手帳、精神障害者保健福祉手帳等

<2点必要なもの>

資格確認書、児童扶養手当証書、年金手帳、生活保護受給証等

ご相談・申請は下記の窓口へ

青葉区家庭健康課 ども家庭係 TEL225-7211
宮城総合支所保健福祉課 ども家庭係 TEL392-2111
宮城野区家庭健康課 ども家庭係 TEL291-2111

若林区家庭健康課 ども家庭係 TEL282-1111
太白区家庭健康課 ども家庭係 TEL247-1111
泉区家庭健康課 ども家庭係 TEL372-3111